平成２８年（フ）第４８７４号
大阪府摂津市香露園７番８―202号　エルドムス香露園
債務者　松河　利也
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８９０号
大阪府寝屋川市昭栄町３番２号
債務者　田中　勝代
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９８３号
大阪府寝屋川市東神田町36番12―503号
債務者　古川　貴敬
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０１４号
大阪市浪速区大国３丁目１番14号　三光園ビル　305号
債務者　三浦　悠太
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７５号
大阪府枚方市渚西２丁目54番４号
債務者　小嶋　**廣**美
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９２号
大阪府東大阪市足代北２丁目５番１号　エンデバーハナ　302号
債務者　濱田　　清
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４１号
大阪府枚方市東香里元町40番13号
債務者　柳瀬弥栄子
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１９号
大阪府東大阪市俊徳町２丁目８番14号　阪口マンション　203号
債務者　生熊　典子
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２４号
大阪府交野市藤が尾２丁目８番７棟406号
債務者　西谷　勝彦
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５４号
大阪市淀川区田川北１丁目13番38号ピオネ１番館３Ｄ号
債務者　不破　礼子
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２号
島根県益田市東町23番６号
債務者　納賀真由美
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２９年（フ）第１号
岐阜県高山市奥飛騨温泉郷一重ヶ根206番地97
債務者　小瀬奈緒美
1　決定年月日時　平成29年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２９年（フ）第１号
島根県浜田市旭町今市1133番地１（121）、前住所岡山県赤磐市桜が丘西１丁目27番４号
債務者　川田加奈美
1　決定年月日時　平成29年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第２４２号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原621番地　安谷屋アパート202
債務者　金城　悦子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２号
沖縄県浦添市屋富祖２丁目６番18号　パークシティー屋富祖　402
債務者　常澤千鶴子
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２号
北海道沙流郡日高町字厚賀町79番地
債務者　櫻井眞由美
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第３号
北海道沙流郡日高町字厚賀町79番地
債務者　櫻井　宏和
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係